

令和7年第2回飛騨市教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和7年2月20日(木) 午後1時30分 開会
- 2 場 所 飛騨市図書館2階 情報発信室
- 3 出席者 教 育 長 下出 尚弘
教育委員会委員 向川原 眞郷、牛丸 洋子
- 4 説明のため出席した者の職氏名
事務局長 大庭 久幸
次長兼教育総務課長 堀之上 亮一
次長兼学校教育課長 平澤 啓介
生涯学習課長 古田 善尚
文化振興課長 尾賀 寿治
スポーツ振興課長 西田 博和
- 5 書 記 教育総務課長補佐 加藤 憲子
- 6 議事日程
開会
第1 会議時間の決定
第2 議事録署名者の指名
第3 前回議事録の承認
第4 教育長の報告
第5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)について
第6 議案第 1号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第6号)について
第7 議案第 2号 令和7年度飛騨市一般会計予算について
第8 議案第 3号 令和7年度飛騨市給食費特別会計予算について
第9 議案第 4号 飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティ施設条例の一部を改正する等の条例について
第10 議案第 5号 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第11 議案第 6号 飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例について
第12 議案第 7号 飛騨市立学校施設開放規則の一部を改正する規則について
第13 議案第 8号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

第 1 4 議案第 9 号 飛驒市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

第 1 5 議案第 10 号 財産の取得について（小中学校児童生徒用タブレット端末）

閉会

7 議事録

◎教育長（下出 尚弘）

皆さま、お疲れさまです。本日の出席委員は向川原委員、牛丸委員でございます。欠席委員は平澤委員、谷口委員です。本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する会議開会の定足数を満たしております。それではただ今から、令和 7 年第 2 回飛驒市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◆日程第 1 会議時間の決定

◎教育長（下出 尚弘）

日程第 1 会議時間の決定を議題といたします。

お諮りします。会議規則第 15 条の規定により、会議時間を午後 3 時 30 分までとさせていただきますがご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、会議時間については、午後 3 時 30 分までと決定しました。

◆日程第 2 議事録署名者の指名

◎教育長（下出 尚弘）

日程第 2 議事録署名者の指名を議題といたします。

会議規則第 35 条第 2 項の規定により本会議の議事録署名者に、向川原眞郷委員を指名しますのでよろしく願いいたします。

◆日程第 3 前回議事録の承認

◎教育長（下出 尚弘）

日程第 3 「前回議事録の承認」を議題といたします。

お手元でございます「令和 7 年第 1 回飛驒市教育委員会定例会」の議事録をお願いします。

皆様には事前に配布させていただきましたが、議事録について何かご質問、ご意見等ありまし

たらお願いいたします。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長(下出 尚弘)

ご異議なしと認めます。

よって、「前回議事録」については承認されました。

◆日程第4 教育長の報告

◎教育長(下出 尚弘)

日程第4 「教育長の報告」を議題といたします。

では、よろしくお願いいたします。

令和7年1月29日から令和7年2月13日までの報告をさせていただきます。

1月29日水曜日、全国中体連スキー大会女子クロスカントリーで、古川中学校2年の加納さんが出場しましたのでその激励会を行いました。なお、全国大会でリレー9位入賞という結果をおさめております。

1月30日には、教育委員の皆様研修に行っていたわけですが、神岡小学校での学校作業療法について、子どもたちと一緒に輪の中に入っていたの研修をしていただきました。ありがとうございます。

2月6日の木曜日には、飛騨ジュニアウインドオーケストラ。古川中学校と神岡中学校の合同で吹奏楽の部活をやっておりますけども、東海アンサンブルコンテスト・中部日本個人重奏コンテスト本大会への出場が決まりまして、その激励会を行いました。打楽器七重奏、クラリネット五重奏、計12名の生徒が参加します。

2月12日には、飛騨市小・中学校図画工作美術作品展が実施されておりまして、そちらの作品鑑賞に行かせていただきましたけども、千人を超える入館者数があったということで、大盛況に行われました。

2月13日木曜日には、学校安全総合支援事業成果発表会。これは文科省の方で、私と古川中学校の中村校長と行きまして、オンラインでの配信ではありましたが、実際に文科省から実践発表をさせていただきました。教育長報告については以上でございます。ご質問等何かございませんでしょうか。

◎教育長(下出 尚弘)

質疑が無いようですので、質疑を終結し、教育長の報告を終了いたします。

◆日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号))について

◎教育長(下出 尚弘)

日程第5 承認第2号 「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）について）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

（「教育長」と呼ぶ声あり。）

※以下、「教育長」との声の表記は省略する。

◎教育長（下出 尚弘）

大庭教育委員会事務局長

※以下、教育長の発言者指名の表記は省略する。

◎事務局長（大庭 久幸）

補正第5号の話の前に、今お手元にお配りした飛騨市物価高騰対策第7弾とあります資料につきましてまず説明させていただきます。この第7弾につきましては、飛騨市一般会計の補正第5号で専決をしております。12月に国の経済対策を含めた補正予算が成立いたしましたことから、市はこの交付金を財源にいたしまして、飛騨市の物価高騰対策第7弾を実施するということがあります。国や県の支援が十分に行き届いてない部分に対して迅速に市独自の対策を講じるというのが趣旨でございます。

物価高騰が続く食材や生活必需品が高止まりを見せる中、市民生活への影響をヒアリングした結果、タクシー代であるとか、光熱水費、冬の生活に不可欠な灯油など、生活必需品全般の高騰により市民の困り感が多いことや、買い控えによる事業者への影響も考えられるため、生活全般に配慮した幅広い支援策を打つというものでございます。

例えば7ページでございますが、いきいき券の追加交付やさるぼぼコインを活用した丸ごと大売り出しという部分。次ページ9ページでございますが、学校関係でございますが、学校給食費の食材費高騰に対する支援ということで、予算額1,300万という形がございます。教育委員会関係は、この給食費に公費を支援するというので説明をいたしますのでよろしくお願い致します。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて、飛騨市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、令和7年1月16日別紙の通り専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次ページが専決処分書でございます。9ページと記載がされてるページをお願いいたします。

給食費の食材高騰に対する公費支援は今申し上げました1,300万であります。この背景は、令和6年度に給食費を改定し増額させていただきましたが、今後も物価高騰が続く見込みであることから、令和7年度分の食材費の上昇分を公費で負担することで、2年連続しての給食費の増額を避け、栄養バランスや量などの給食の質を確保し、保護者の負担軽減を目的としております。

中ほどの3つ目の表でございますが、04学校給食費、18負担金等、134給食センター負担金と、その下の繰出金024給食費特別会計繰出金は、それぞれの給食センターへ支出するものでございますのでよろしくお願い致します。財源の内訳の表の中ほどですが、国県支出金1,300万円という数字が入っておりますが、これが財源ということになります。説明は以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見はございませんか。

◎教育委員（牛丸 洋子）

令和7年分の1,300万ということですが、このままで7年分は値上げなしで大丈夫なのかということと、その後8年には値上げがあるかもしれないということでしょうか。

◎教育総務課長（堀之上 亮一）

ただいまの説明の中で実は令和6年度に給食費を改定したのは、令和5年度までの物価上昇分を令和6年に改定しております。令和6年度の物価上昇分と、令和7年度の分を見越した上で、14.5%の物価上昇という形でこの金額を算出したわけですが、お米の方とかが今またさらに厳しい状況が見込まれておりますので、計算をするには県の学校給食会の入札を受けた価格で契約をするので、それがはっきりするのは3月以降になってまいります。その段階で実際にその14.5%との差が出てきた場合に令和7年度中に検討していく必要があるかと思っております。何とかこの金額の中でやりくりできるのであれば、どうにかしていきたいと思っておりますが、物価上昇率がどのくらい上がるのかによって検討が必要かと思っております。

また、令和7年度はこういった形で国の交付金で対応できるのですが、この交付金の対応が児童と生徒のみということで学校職員や給食センター職員に対しましては、この後出てまいります。規則改正という形で給食費の値上げを行う予定になっております。

令和8年度はこの交付金がないので、また令和7年度までの物価上昇も踏まえて、令和8年度以降の給食費については考えていく必要があると思っております。

◎教育委員（向川原 眞郷）

補助金も含めて、1食の単価が幾らになったのか、その辺りを教えてください。

◎教育総務課長（堀之上 亮一）

令和6年の小学校の児童生徒以外の部分については後程規則の方でも出てくるのですが、304円でした。それが44円増額となりまして348円となる見込みです。中学校の場合につきましては、令和6年で360円でしたけれども、52円増額となりまして412円ということになります。これは職員の分という形で、児童生徒の場合は消費税が大人の場合は10%で、児童生徒8%なので若干金額が変わってまいります。

現在小学校は298円ですが、同じく14.5%増えますと、43円増額となって341円。中学校の場合は、353円に対して51円増額となって、404円と計算上はこのような形となります。

この部分について交付金で対応するという形でございます。

◎教育長（下出 尚弘）

その他ございませんでしょうか

質疑がないようですので質疑を終結します。お諮りします。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号専決処分承認を求めることについて（令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）は原案のとおり承認されました。

◆日程第6 議案第1号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第6 議案第1号 「令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

◎事務局長（大庭 久幸）

それでは議案第1号令和6年度飛騨市一般会計補正予算補正第6号について、令和6年度飛騨市一般会計補正予算の飛騨市教育委員会所管分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、飛騨市長から意見聴取があったので教育委員会の意見を求めるものでございます。

16という数字が入っているページをお願いいたします。表中、上から四つ目の05教育費国庫補助金、01小学校費補助金と、02中学校費補助金、学校施設環境改善交付金については、いずれも市内各小中学校のエアコン空調設備設置に係る国庫補助金の歳入でございます。この補助金につきましては、歳出でも触れますが令和7年度へ繰り越しをいたします。

その下の03社会教育費補助金の史跡等保存活用計画等策定補助金につきましては、事業費の確定による減額でございます。

19ページをお願いいたします。最下段です。07県補助金002学校安全総合支援事業補助金、及び次ページ20ページになりますが、05教育費委託金001ふるさと魅力体験事業委託金の減額につきましても、事業費の確定によるものでございます。

1つ目の学校安全総合支援事業でございますが、これは文科省で古川中学校が拠点校ということに指定されまして、避難所設営訓練を実施した事業でございます。また市内の小中学校でも同様に授業等で、防災について学ぶという事業でございます。

2つ目の古川中学校が岐阜県のふるさと魅力体験事業の実施校になりまして、県内の自然歴史産業等に触れて学ぶ取り組みとして、2年生が岐阜市のサラマンカホールでの音楽鑑賞や、県庁を見学したという事業でございます。

22ページをお願いいたします。下から2段目の04教育費寄付金でございますが、育英事業への寄付金ございましたので、全額育英基金に繰り入れるというものでございます。

60ページをお願いいたします。01から08にかかる部分は人件費でございますので説明は省略いたします。

節の欄、12委託料でございます。167スクールバス運行委託料、及び、446学校管理包括業務委託の大きな減額は実績によるものの減額でございます。一番下の27繰出金は先ほどの寄付金を育英基金に繰り出すものでございます。

以下の歳出の補正につきましては、主に事業費の確定による減額が理由ですので、本日の説明は増額補正を必要とするもののみ説明することによりお願いいたします。

61 ページをお願いいたします。下の表の 01 学校管理費の 025 小学校施設整備工事、並びに、次ページ 62 ページ、026 中学校施設設備工事につきましては、小中学校のエアコン空調設備設置の工事費であります。小学校は、古小の保健室、図書室、職員室の他 7 教室を行います。古中は美術室、図書館、特別支援室の 3 教室、山之村小中学校は音楽室と職員室で、今年の夏に間に合わせるため今回補正計上し、これらは令和 7 年度に繰り越しするというものでございます。

64 ページをお願いいたします。07 文化施設費の 12 委託料、548 指定管理料（賃金物価スライド）につきましては、所管の文化交流センターのものでございます。これは指定管理者制度を統括しております建築住宅課が、昨今の物価や最低賃金の大幅な上昇の対策として、当初に決めた指定管理料に不足等が生じた際に対処する仕組みで、賃金物価スライド制度というものを導入しております。指示により不足分を支給するものでございます。その下の 14 工事請負費 001 でございますが、これは旧中村家の修復事業の補正でございまして、工事を実施している中、曳家を行った際に補強が必要な柱や壁があるということがわかったため、工事費を増額し対応するものでございます。

65 ページをお願いいたします。03 体育施設費の 12 委託料でございますが、209 指定管理料。これは減免団体の使用分の補填でございまして、減免団体とは、例えばスポーツ少年団等の団体でございますが、そこが指定管理施設を利用した際、指定管理者に使用料相当額を補填するもので、当初の予定よりも使用回数が増えたため補正するものでございます。その下の 548 指定管理料は、これも賃金物価スライド制度分の補填で、対象は河合スキー場など、市内スポーツ施設 6 施設の合計でございます。説明は以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので質疑を終結します。お諮りします。

議案第 1 号 令和 6 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 6 号）は原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号令和 6 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 6 号）は原案のとおり決定されました。

◆日程第 7 議案第 2 号 令和 7 年度飛騨市一般会計予算について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第7 議案第2号「令和7年度飛騨市一般会計予算について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

◎事務局長（大庭 久幸）

それでは、議案第2号令和7年度飛騨市一般会計予算について。令和7年度飛騨市一般会計予算の飛騨市教育委員会所管分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、飛騨市長から意見聴取があったので教育委員会の意見を求めるものでございます。

21 ページから歳入の綴りとなっております。歳入の次には歳出というような形があるのですが1つ1つ説明しますと大変時間が長くなりますので、事業ごとということで、7年度予算主要事業の概要というページがありますのでそこからよろしくお願いします。

事業別の3ページをお願いいたします。市民も利用できる神岡小学校プールの更新です。3の事業概要というところをご覧ください。既存の鉄筋コンクリート製のプールにFRP（繊維強化プラスチック）のプール槽をはめ込んで設置する工法を採用して、費用を抑えながら工事を実施するものでございます。ろ過装置や給排水の排水管等を新設する他、管理棟は建て直します。更衣室やトイレは一般利用開放を想定しまして、夏休み期間中市民プールとしても利用できるように、7年度に整備するものでございます。

事業数が多いので割愛しながら進めて参りますのでよろしくお願いします。

次に4ページをお願いいたします。小中学校の空調設備整備でございます。これは先ほど言いました3月補正に上げて繰り越す事業でございます。3の事業概要の①でございますが、古小空調設備更新工事ということで、先ほど申しました保健室や図書館等7教室分の空調を電気式に更新ということでございます。②につきましては古中美術室、図書館、特別支援室の3教室、神中多目的室と図書館の2教室、山之村小中学校音楽室と職員室の2教室ということで、夏に間に合うように工事を実施したいと思っております。

次に5ページをお願いいたします。ICT機器を活用した学習環境の整備でございます。3の事業概要をお願いいたします。①ICT機器の整備ということで、5年経過したタブレットの1,194台を更新します。これは購入額が非常に高額になるため、購入にあたっては県が取りまとめる共同入札に参加をいたしましてより安価になるよう購入を考えております。その他電子黒板用のノートパソコンや学務用の財務端末パソコンの更新も行うという事業でございます。

次ページをお願いいたします。地域クラブ活動開始に向けた体制整備です。事業概要でございますが、1つ目、地域クラブ活動推進のための認定団体の拡充と指導者の確保ということで、文化芸術分野の認定地域クラブを拡充し、子供たちが多様な活動ができる環境を整備します。また、地域クラブの指導者の謝金を支援し、指導者の確保と保護者の負担軽減を行います。2つ目、民間事業者との協働と地域クラブ活動推進室の設置でございます。教育委員会事務局内の地域クラブ活動推進室に専門の職員を配置し、地域クラブ化の課題解決や指導者研修の実施、保護者への情報提供など、地域クラブ活動を支援継続していくということです。3つ目、保護者負担軽減のための交通移動費の補助でございます。大会参加費用や、子供たちが持続的に地域クラブに参加しやすいよう、移動交通手段の確保に取り組むものでございます。

次、7ページをお願いいたします。飛騨市学園構想の推進です。事業概要ですが、「現在これ

からの地域と学校をつくる」をキーワードに、「みんなで育て、みんなが育つ魅力あるまち」として、地域とともに進めてきたプロジェクトや、まちづくり活動を市民に知ってもらおう飛騨市探究フェスを実施しております。今後も地域と学校の協働活動をさらに広めていきたいと考えているところでございまして、①飛騨市学園構想プロジェクト推進委託ということで、探究フェスの企画運営や広報プロモーション、事業成果の検収を外部に委託し実施いたします。

次の第3章に向けて目指す目標の検討会議と新たな学園構想のリーフレットの作成を行います。②学校安全総合支援事業です。古中を拠点校として、すべての小中学校でも地域や専門家と協働する避難所設営訓練など、実践的な取り組みを継続して行います。

次に8ページをお願いいたします。公民館のコミュニティセンター化による利用促進でございます。事業概要をお願いいたします。施設の市の位置付けを変更いたしまして、公民館は社会教育法に属しているということでございますが、館内での物販不可という要件がございますので、これを取り払うことで物販を可能にし、例えばフリーマーケットやマルシェ等の地域コミュニティ活動を促進いたします。あわせて施設の機能向上を図り、まちづくりの活動の拠点施設としての利用促進やまちのにぎわいを創出するというところで、社会教育法の公民館という位置付けから、コミュニティセンターということで市長部局のほうへ移すということでございます。

次9ページをお願いいたします。ねんりんピック岐阜2025開催に向けた取り組みでございます。本年度は実行委員会を立ち上げ、リハーサル大会など準備を進めてきているところでございます。本年10月にはいよいよサッカー交流大会の本番を迎えるということでございます。会場は、古川ふれあい広場、杉崎公園グラウンド、数河高原ラグビー場、流葉交流広場の計7面のグラウンドで、全国各地から60チーム約1200名が来市されるということです。会場内にはおもてなしブースなどを設けて、飛騨市の魅力を十分PRし、大会を盛り上げて開催したいと考えております。

10ページをお願いします。医療と連携した健康ウォーキングの推進です。事業概要でございますが、市では健康増進に繋がるウォーキング運動を推奨しているところですが、この度久美愛厚生病院と連携協定を締結できたことから、医療と健康とが結びつくことで、市民の健康意識の高揚を図り、さらなるウォーキングの普及浸透を進めます。また専門知識を持つクアオルトセラポイトを養成する事業でございます。

11ページをお願いいたします。空間活用によるスケートボードエリア実証実験でございます。事業概要は、東京オリンピック後、市議会から市内にスケボーエリア整備を望む声が寄せられたことから、古川町内の場所等の検討を重ねてまいりました。施設の整備等には多額の費用を要することや、利用者の安全管理上の課題などいまだに結論には至っておりません。そのため令和7年度は、有識者の意見などを参考に空間利用の考え方を取り入れ、文化交流センターの中庭広場において、広場とスケボーが共生できる空間として利活用が可能かどうかの実証実験を実施します。

次に、12ページをお願いします。事業概要でございますが、ちょうど約1年前の2月に、姉小路氏城館跡は国の史跡に指定された文化財です。文化財の保護意識を高め、地域づくりや観光拠点となる地域資源として保存と活用を永続的に求めていくものでございます。①山城ガイドの養成として、ガイドには認定制度を取り入れて、城跡の正しい知識を得た方にガイド案内役を依頼し山城ツアーを実施します。また史跡の環境整備として山城の各所に看板の設置や、通景伐採

を試験的に実施いたします。2つ目ですが、山城歴史講座の開催として、姉小路氏城跡の調査成果や歴史的価値を学ぶ歴史講座を山城ガイドと連携して開催いたします。講師には学芸員または専門家を招き、全国的視点から城跡の本質的価値を学ぶ機会を設けます。③史跡の保存活用計画の策定です。史跡の保存活用方針を示すマスタープランを策定します。7年度はこれまでの保存活用の方針を踏まえた上で、中長期を見据えた整備活用内容を検討し、年度末に刊行する予定です。

13 ページをお願いします。飛騨みやがわ考古民族館の活用推進です。事業概要でございますが、考古民俗館は国指定文化財である、積雪期の用具や縄文時代の出土品など、多数の収蔵品の展示をしております。7年度開館30周年を迎えることから、記念シンポジウムや、無人会館または1日館長制度を行うなどの様々な事業を通じ、当該施設のさらなる認知度の向上と活動範囲の拡大を図ります。

14 ページをお願いします。庁舎等の照明設備のLED化でございます。これは共通項目ということで、市役所と一体となってやる事業でございます。事業概要でございますが、飛騨市は2050年までにCO2実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを目指すと宣言をしております。そのうちの1つの取り組みといたしまして、市有施設の照明のLED化を推奨するということでございます。具体的な施設につきましては、(2)市役所西庁舎、(5)飛騨市図書館、(6)神岡図書館、(7)美術館の展示ケースを予定しております。

次に15ページをお願いします。国の制度を活用した地域活性化人材の投与でございます。これも共通項目でございます。市では国からの財政支援のある人材活用制度を導入し、集落の支援や様々なプロジェクトを推進するための人材を受け入れ、地域力の維持強化を図るものでございます。概要でございますが、②の地域おこし協力隊の登用でございますが、これは福祉の観点ではあるのですが、次ページ16ページをお願いします。(5)作業療法士によるまちづくり研究所の仕組みを新たに導入いたしまして、全国から優秀な作業療法士の集まるまちづくりを目指すとともに、学校作業療法のエビデンスの確立など、学校作業療法室のさらなる充実を図るということでございます。福祉連携でございます。教育委員会のスポーツ振興課関係では、④地域活性化企業人の登用でございます。企業が社員を自治体に派遣し即戦力人材として課題に従事する国の制度を活用し、派遣者1名を新たに受入れるというところです。具体的には、ねんりんピック岐阜2025大会事務局として従事していただきまして、大会終了後はクアオルト健康ウォーキングの事業に携わっていただくという予定です。

18 ページをお願いします。アンケート結果に基づく子育て世帯の負担軽減ということでこれも共通項目となっております。市では、子育て支援策を充実改善する目的で子育てに関する経済的負担のアンケート調査を実施いたしました。この結果、大学等への進学時、部活動のクラブ活動、習い事等に経済的負担を感じている世帯が多いことがわかりました。また世帯収入200万円未満の世帯の半数以上が子供に係る費用に負担を感じていることも判明したことから、子育てに関する経済的負担を軽減するための事業を拡充するという運びになりました。①として育英基金の条件緩和ということで、育英基金の所得制限を緩和し、貸付対象者を拡大ということを行います。また、物価高騰を考慮し貸付月額の上限を6万円までに引き上げるということもございます。②は市民福祉部の事業でございますが関連がありますので紹介させていただきますが、子供関連事業の低所得者向け負担軽減措置の拡充ということで、これまで非課税世帯のみだったもの

を利用料軽減措置を均等割のみ課税世帯まで拡大するというので、放課後児童クラブのところを拡大し、対象者を広げて軽減を図りたいというものでございます。

19 ページお願いします。スポーツ活動充実交付金を文化系部活動まで拡充でございます。7年度より、従来なかった文化系クラブ活動等に交付金を適用しまして、活動上における経済的負担を軽減するというものでございます。教育委員会関係は以上でございますけど、この他に、学校や子育てに関連する市民福祉部で実施する事業について紹介をさせていただきます。

10 ページをお願いします。宮川保育園の新園舎開所でございます。6年度に宮川小学校の校舎内に移転工事を実施しておりまして、7年度から認可外保育施設の運営を開始するというものでございます。

11 ページお願いします。神岡地区での公私連携保育所型認定こども園の開設準備です。令和5年度には旭保育園と双葉保育園の廃止と新たな施設設置に関する方針を決定しておりまして、令和8年4月には、公私連携保育所型認定こども園を新設する予定ということですので。運営は双葉保育園を運営する社会福祉法人双葉福祉会で、園舎は現在の双葉保育園を活用するというようになっております。

12 ページをお願いします。学校作業療法士の育成モデル研究ということで、飛騨市は小中に作業療法士を配置する学校作業療法士の取り組みを進めておりますが、学校作業療法室を今後も安定的に運営する上では、学校作業療法士の育成と確保が大きな問題となっております。そこで7年度では地域おこし協力隊制度を活用した新たな人材育成モデルを試行し、学校作業療法士の育成と確保に取り組めます。また、効果検証によるエビデンスの確立や、大学等の作業療法士育成機関と連携した育成や全国への普及に向けた方策を模索することで、学校作業療法士のさらなる充実を目指すというものでございます。

最後でございますが、飛騨市における社会作業療法士の推進でございますが、市では「支援センターふらっと」において、作業療法士の力を借りて、市民の様々なお困り事に対応しております。これは病院で行う作業療法ではなく、社会の様々な生活の現場でのお困り事に対して、作業療法により対応しているもので、7年度はさらにこの社会作業療法士の視点で、市民のライフステージの支援を目指すこととし、特に保育園や自立訓練施設といった日常生活の中で作業療法が活かせる場面において、取り組みを推進するというものです。以上で一般会計予算の説明を終わります。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育委員（向川原 眞郷）

ご説明ありがとうございました。まず、学校支援事業についての件ですが、古川中学校が中心になって取り組んでいるということで、非常に地域課題についてどこの地域に限らずという話ですけども、災害に対する対応の仕方みたいところで、子供たちが今の地域課題に対して探究姿勢を持って取り組むという学校での課題と、それから地域の中でいざ起きた場合に、どういうふうに対応するのかといったところの相互の関わりの中で事業が進められておるということで非常に中学校の方も一生懸命になって様々な取り組みをしているということで、県からも評価を受

けております。私も話を聞かせていただいて、そういった意味で是非やれることは協力したいということを思っておりますが、ただ1つやはり高等学校のかかわり合いというものが難しいことはわかっているのですけれども、それこそこの地域にこそその特殊性といいますか、いろんな高等学校があるような地域とはやはり違うので、やはり吉城高校も、飛騨神岡高校も、様々な探究活動の中で地域の課題を、例えば飛騨市の課題をというようなことで取り組んでいる学校であることは違いないということで、割とすんなり協力が求められるのかなっていうことを思ったらなかなか足並みが高等学校さんとは合わないみたいなどころがありますが、じっくり話をさせていただいて、何とか協働した歩調でやれる部分をぜひ開拓していただければありがたいということを思っています。これはそういう要望です。それから地域クラブの件です。これも昨日会議があったばかりで、その時も関わる話はさせてもらっているんですが、地域クラブの運営の中で、やはり様々な行政からの金銭的な補助といったものを活用しながら、今の実証団体がやってみようというふうに向きに一応とらえていただいて、新しい形を作っていこうとそれぞれの競技によっていろんな違いがあるのですが、それはそれでいいのではないかというスタンスだと思います。その中でその財源的なことを考えていくとこれから人口減少や、子供が減るということを考えていく時に、やはりその確保ということは非常に大事な話だということは以前も申し上げました。これは古川地区の学校だけなのですが、いわゆる校区会費という会費を市民の皆さん各1軒1軒から会費を納めていただくというシステムがあって、小学校と中学校がそれを使わせてもらっているというのが現状だと思います。神岡の方にはそういったシステムはないということになっています。実は今はどうなってるかわかりませんが中学校に関しては、やはり部活動という部分に関わる経費としてその校区会費を使わせていただいたっていうことがあったような気がするのですけれども、そういった点で来年完全に移行するという話になった時に、学校から手が離れるわけですよね？基本的には、離れない部もあるけれども、です。ですのでそういったあたりを工夫して、財源の有効な使い方といいますか、その財源としてその交付会費というものを考えるということも、今後検討されてはどうかということをおもいました。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

ありがとうございます。今いただいた2点順番にお答えをしたいと思います。飛騨市学園構想に関わって、学校安全総合支援事業について高校生の参画というお話だったと思います。委員ご指摘の通り、今年度なかなか高等学校との連携というところが十分ではなかったと振り返っております。高等学校の教育課程の中に、防災というものを学習の一環として入れ込むことが難しいという状況がありまして、その部分では本年度十分でなかったと考えております。次年度につきましては、両高等学校、並びに飛騨吉城特別支援学校の教頭先生と相談をしながら、任意といいますか例えばMSリーダーズを活用するとか、YCKのような形を活用して、課外の活動の中で、例えば昨年行いました古川中学校の避難所開設訓練に、飛騨吉城特別支援学校、吉城高校、飛騨神岡高校の有志の子たちが参加をして共にやっていくというような形で実施できないかと検討を進めております。何とかせつかく中学校でこういう取り組みをしておりますので高等学校の世代にもつなげていきたいと思っております。2点目の地域クラブの財源のことですけれども、ご指摘いただきました通りで財源に苦慮しておりまして、まずは何とか国や県から財源をいただけるように働きかけを続けていきたいと思っております。それでも市の一般財源で賄うべき

ところがあるかと思しますので、今教えていただいたような校区会費というものの活用の仕方ですとか、或いは企業版ふるさと納税の活用ですとか、クラウドファンディングの活用、或いは地域の企業からのご寄附をとというようなことも含めて、いろいろな財源の確保の仕方について検討しながら、何とか保護者の負担を減らせるように検討をしてみたいと思っております。以上です。

◎教育委員（牛丸 洋子）

今の地域クラブの件ですけれども、財源とかそういったことは何とかして引っ張ってこれると思うのですが、指導者の確保というのが非常に難しいというのを今スポーツ協会の方にも思うのですけれども加盟団体の人も減っていく。指導者になる人というともう活動してみえるクラブもありますけれどもどちらかという夕方来れる人になると、もう退職した人とか、あとは若い人が来れるというと、夜の時間帯のクラブになって、そうすると子供たちの負担があるのではないかと思うので、何とか指導者の育成とか確保ということに、教育委員会にお任せするんじゃなくて、いろんな団体が連携して知恵を出し合ってやっていかないとなかなかこの地域クラブをうまくいかないんじゃないかということを考えてます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

ありがとうございます。今委員ご指摘の通り、本当に指導者の確保は大きな問題でして、なかなか今いろいろな指導にあたっていただいている方の次の方が見つからないし、お1人で担っていただいているクラブ活動や地域活動も多くあります。何とか、まずはその組織体としてクラブ活動をきちんと整えて、将来的には教職員の手から部活動というものは離れていきますけども、教職員の約4割は何らかの形で、地域のクラブ活動に関わっていいというようなアンケート結果もございますし、例えば市役所の職員の中でも多くの方が現在でもクラブ活動に関わっていただいている方がありますので、そういったところにも当たりながら何とか可能な範囲での関わっていただく方を確保したいと思っております。あわせて何とかそのクラブ活動を進めていく中で、例えばそのお子さんが在籍していた保護者の方が、お子さんが卒業されてからも関わってくださるとか、或いは地域の中で興味がある若い子がいて、そういう子たちも一緒に参加してもらいながら、後々の指導者になっていくというようなことも含めて人材・指導者を育成していくことも進めていかなければいけないと思っておりますが、おっしゃられる通り現状としては非常に厳しい状況がありますので、何とか地域の皆様や関係の機関の団体の皆様にご協力いただきながら進めていきたいと思っております。

◎教育委員（牛丸 洋子）

はい、ありがとうございます。何年前にそのような話をしていたときに、企業に勤めてる方だと、副業ということで引っかかってできないということがあったので、またそういった方の理解についても進めていただけるといいのではないかということ、教育委員会ではないですけども思っています。

◎教育委員（向川原 真郷）

今、地域クラブの協議会の方にも参加をさせてもらいながら、指導者や子どもたちに対応している皆さんと一緒に話し合いをさせてもらってきました。、一定の方向というか、ある程度こういう形でなら運営できるのではないかとか、それぞれのスポーツや文化系のそういった組織の中で対応していただいているってことで非常にありがたい話だということを思っています。その中で少し頭の中よぎるのは、その主体者であるその子どもが、システムが変わってこういう形になった。いつも、3時半か4時になったら学校のグラウンドに出てとか音楽室に行って、体育館行って、部活動をやって、そして帰っていたという流れがこう変わってきたと。例えばそういう部分がありますよね。それとか、指導する人が実際に変わってきた。例えば日替わりでということもあるかもしれないし、複数の方がということがあるかもしれないし、そういった事に関わる子どもたちの意識、どういう形でいわゆる放課後に変わる時間を使ってやるのが自分の思いとしてはこの活動のパターンがいいな。家に帰って、その間に勉強をやって、ご飯食べてそして出てきてやる。これが最高と思っているならそれはありがたい話かもしれないし、やはり空いた時間を学校の中で先ほどもエリアとしては確保していただいているということでそのニーズがあるということだと思うのですが、それですとなんか嫌だなとかそういうものがあるのかとか、いろいろな幅広い子どもたちの主体者としてのその思いとか、そういったものを当初はアンケートもスタートをしていることは承知してはいますがそのようなことを思いました。今の段階で子どもたちはどんなふうにとめているのかということをお聞きすることも必要なのではないかという気がします。以上です。

学校教育課（平澤 啓介）

ご指摘ありがとうございます。おっしゃる通りで今年は地域クラブ活動に参加するとかしないとか、どんな活動に入りたいかというところで、対象となる児童生徒の意識を把握してきています。今おっしゃっていただいた通り、では、活動の時間体とか場所とか、間があるとどうなんだとか、頻度がどうなんだというところは、やはり今後子どもたちの素直な思いを聞きながら、そういう部分の活動の仕方の願いができるだけ叶えられるような、或いは負担となる部分が少しでも減るようなことを検討していかなければいけないと思いますので、今ご指摘いただいた部分については、来年度何らかの形で意識調査をしまして把握をしていきたいと思っています。

◎教育委員（向川原 真郷）

この場を借りてといたしますか、ねりんピックの話も出ましたので、話させていただきます。先日、ネット上での3回目の県の説明会がありました。今の段階で飛騨市のサッカー交流会に65自治体が参加希望をしているという状況になっております。担当するサッカー協会、県協会を含めまして、サッカー協会としては、一応県の方からこの残る5チーム分を入れることはできますかできませんかということについての問い合わせを私の方で受けましたが、県協会とも確認をして60チームでいくという結論を県の方にはお伝えをさせてもらいまして、間もなく5自治体が抽選で外されるということで、県の方がそういった抽選会をするという予定になっております。それが終わりますと60の自治体が決まり、それぞれの自治体の担当するサッカー協会が、どこのチームで、こんな形で、このチームが出ますよというような指定をしてくるということで

申し込みがされてくるようになってまいります。いろいろと徐々に本格的な状況になってきますけれども、またいろいろとご支援をいただければありがたいと思います。今度の人的な配置についてもいろいろとご配慮願っておりますが、今後ともよろしくお願ひします。

◎スポーツ振興課長（西田 博和）

今ねりんピックのお話をいただきました。私も委員同様に県の説明会に先般出席しましたが、いよいよ本格的な事業のいろいろな事務が始まってくるということで、先ほど企業人の人材派遣というものもありましたけれども、何とか次年度の大会の成功に向けてやはりそういった人的な部分もしっかり確保して、大会自体を成功にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎教育長（下出 尚弘）

その他、質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので質疑を終結します。お諮りいたします。

議案第2号 飛騨市一般会計予算は原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号令和7年度飛騨市一般会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◆日程第8 議案第3号 令和7年度飛騨市給食費特別会計予算について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第8 議案第3号「令和7年度飛騨市給食費特別会計予算について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎事務局長（大庭 久幸）

それでは、議案第3号、令和7年度飛騨市給食費特別会計予算について。令和7年度飛騨市給食費特別会計予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、飛騨市長から意見聴取があったので教育委員会の意見を求めるものでございます。予算書のページ5ページでございますが、まずこちらは古川町を除いた給食費会計ということでございます。歳入、歳出の予算は、総額、4,160万円でございます。5ページの事業収入ということで、01各小中学校の児童生徒及び教職員の給食費と主食費を計上しております。その下、保育園給食費の負担金につきましては、神岡町の旭保育園の負担金を計上いたしております。その下の繰入金については、市の一般会計からの繰入金で物価高騰に対する市からの後期支援分として380万円、先

ほど補正第5号物価高騰第7段のお話の380万円でございますが、繰り入れるということです。6ページに移りまして、繰越金は前年度の繰越金でございます。その下の雑入は前年度に係る消費税の支払いについて、繰越金と区別した形でその財源として計上しているということでございます。

次に、歳出7ページをお願いいたします。上段が各小中学校でございまして、下段が保育園分でそれぞれの賄い材料費を計上しております。説明は以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので質疑を終結します。お諮りいたします。

議案第3号、令和7年度飛騨市給食費特別会計予算は原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号令和7年度飛騨市給食費特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◆日程第9 議案第4号 飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティ施設条例の一部を改正する等の条例について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第9 議案第4号「飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティ施設条例の一部を改正する等の条例について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

◎生涯学習課長（古田 善尚）

それでは議案第4号に入ります前に、この背景となった状況を説明させていただきます。皆様におかれまして、飛騨市公民館のコミュニティセンター化ということで表紙にグラフの入った資料をご覧ください。1番目の概要でございますけれども、本市では社会教育法に基づき、社会教育活動や生涯学習活動の拠点として公民館設置条例を設置し、市内4公民館2分館を管理運営しております。昨今の社会情勢の変化や施設が抱える課題解決に向けて、条例上の位置付けを地方自治法に基づくコミュニティセンターに変更し、施設の使用範囲を広げ、施設の利用促進を図るものでございます。2つ目として現状と課題を載せております。①として下段に過去10年間の利用者数のグラフにしておりますけれども1に記載しておりますように、コロナ禍以降、地域活動が戻っていないのが現状でございます。2つ目としてハード面ですけれども、すべての施設が当てはまりますけれども、老朽化しているのが現状でございます。3つ目、ソフト面でございますけれども、

社会情勢の変化によりまして利用者ニーズが多様化する中で、公民館での物販行為は禁止されているなど、借りたいけれども制約が多いという実態がございます。4つ目、持続可能な市役所づくりとして本公民館施設も指定管理者制度の導入の検討をしてみたいと考えております。

2ページをご覧ください。見直しの方針でございますが、1つ目としまして、すべての公民館施設をコミュニティ施設条例に変更するとともに、あわせて公民館条例を廃止することが1点でございます。それから括弧書きをしておりますが、古川町総合会館は、当時古川町公民館と古川町保健センター、商工会の3者で建築した複合施設です。その後社会情勢の変化により、通称ハートピアでございますが、健診機能とデイサービス機能を合わせた保健センターを建設したことから、総合会館内の保健センターは分館として機能を果たしていますが、今回の公民館の変更に合わせて一体的な利用をするため、保健センター分館を廃止し、コミュニティセンターとして利用するものでございます。なお、保健センターの分館につきましては、2階の階段を上がって左奥の調理室と、その手前にある和室と会議室の合計3部屋が該当します。4つめ、施行日ですが令和7年7月1日です。5つ目、期待される効果でございますが、①②と記載しておりますが、その下の使用例にございますように、フリーマーケットや商工会による歳末大売り出しなどの会場として、或いは民間事業者による有料イベントの会場として利用するなど、地域のにぎわいの創出が期待できるものでございます。6つ目、各施設の予定につきましては、参考までに各施設の年度別の計画を記載しております。

4ページをご覧ください。では、公民館とコミュニティセンターでは何が違うかという比較表でございます。一番上にありますように設置根拠法が変わるということで市の条例も変わります。それから機能役割の欄でございますけれども、現在の生涯活動の拠点や貸し館事業につきましては担保しつつ、地域住民の交流の場や、地域活動の拠点として拡充するものでございます。続きまして利用制限ですが、法令上の制限がありましたが、物品の販売行為が可能となるなど、事実上自由に利用可能となることでございます。なお下3段でございます。休館日、それから利用時間、使用料につきましては変更ございません。これらを1枚にまとめたものが最終ページでございますので最終ページにつきましては割愛させていただきます。それでは議案の方に戻らせていただきます。

議案の8ページをご覧ください。条例関係議案要旨でございます。上から3段目制度改廃の提案理由でございますが、公民館施設及び古川町保健センター分館の設置目的の変更に伴う改正でございます。条例の概要ですが、繰り返しになりますが、(1)につきましては、公民館施設及び保健センター分館のコミュニティ施設化でございます。中ほどにつきましては先ほどご説明した通りでございます。(2)ですが、コミュニティ施設の廃止でございます。坂下生活改善センターは宮川町打保地内にありまして、地域の集会施設として利用してまいりましたが、この度打保区が旧森林組合事務所を取得したため、同センターは利用しない旨の連絡があったため今回廃止するものでございます。施行日については7月1日としますけれども、坂下生活改善センターの廃止等々につきましては、4月1日でございます。

では議案1ページをお願いいたします。議案第4号飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティ施設条例の一部を改正する等の条例について。飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティ施設条例の一部を改正する等の条例を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、飛騨市長から意見聴取があったので教育委員会の意見

を求めるものでございます。提案理由につきましては公民館施設及び古川町保健センター分館の設置目的の変更に伴う改正でございます。

2 ページをお願いします。飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティ施設条例の一部を改正する等の条例について。飛騨市保健センター条例の一部改正。第1条飛騨市保健センター条例の一部を次のように改正する。第2条の表、飛騨市古川町保健センター分館の項を削る。飛騨市コミュニティ施設条例の一部改正。第2条飛騨市コミュニティ施設条例の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。「飛騨市コミュニティ施設条例」。

第1条中、「飛騨市コミュニティ施設」を「飛騨市コミュニティ施設」に改めるということでこれは表現を改めるものでございます。第5条中「飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」を、「飛騨市公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例」に改める。これは、本則の中で引用する条例に誤りがあったため今回修正するものでございます。別表中「飛騨市大無雁コミュニティセンター」を「飛騨市大無雁コミュニティセンター」に改めるということで、コミュニティセンターの表現を改めたものでございまして以下同様でございます。なお、別表中「飛騨市西忍コミュニティセンター」「飛騨市坂下生活改善センター」を「飛騨市西忍コミュニティセンター」に改めます。別表中「飛騨市宮川町高齢者コミュニティセンター」を「飛騨市宮川町高齢者コミュニティセンター」に改める。別表中「飛騨市上村地区コミュニティ施設」を「飛騨市上村地区コミュニティ施設」に改める。別表に次のように加えるということで旧の公民館を全部加えるものでございまして、飛騨市古川町コミュニティセンター、河合町、宮川町、神岡町、千代の松原、釜崎の6コミュニティセンターを加えるものでございます。なお休館日の欄は、毎週月曜日、12月29日から翌年の1月3日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日、開館時間につきましては午前8時30分から午後10時まで、使用料の欄につきましては、飛騨市使用料徴収条例によるところでございます。

続きまして、飛騨市公民館条例の廃止。第3条飛騨市公民館条例は廃止する。付則でございませうけれどもこの条例は令和7年7月1日から施行するというので、ただし、第2条中題名の改正規定、第1条の改正規定、第5条の改正規定等々につきましては4月1日とするということで、端的に申しますと、公民館をコミュニティセンターにするのは、7月1日からでございますけれども、軽微な名称の変更、それから施設の廃止につきましては4月1日からでございます。以上で説明を終わります。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので質疑を終結します。お諮りいたします。

議案第4号 飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティ施設条例の一部を改正する等の条例については原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する等の条例は、原案のとおり可決いたしました。

◆日程第10 議案第5号 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第10 議案第5号「飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

◎スポーツ振興課長（西田 博和）

それでは議案第5号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、飛騨市長から意見聴取があったので教育委員会の意見を求めるものでございます。議案要旨に従い説明させていただきますので資料15ページをご覧ください。提案理由はスポーツ施設の廃止等に伴う市独自の改正となります。条例の概要改正の趣旨でございますが、1つ目がスポーツ施設の廃止を行うものです。飛騨市角川ゲートボール場、飛騨市角川ゲートボールクラブハウス及び飛騨市宮川山村広場施設は、現在利用者もなくスポーツ施設としての機能を果たしていないことから、地域や利用団体との合意形成を経て今回廃止をするものでございます。

資料11ページ、新旧対照表をご覧ください。同施設を別表から削除することで今後は普通財産としての管理となります。要旨15ページに戻りまして2つ目は、スポーツ施設夜間利用の見直しです。夜間利用がない照明設備撤去済み施設等の使用終了時間を、午後10時から午後5時までに改正をするものです。令和5年度に角川グラウンドなど、夜間利用のない広場、グラウンドの照明設備撤去工事を複数箇所実施していますが、資料の11ページ新旧対照表上段の角川グラウンド、資料12ページの坂下グラウンド、大無雁広場、種蔵広場、資料13ページの山田グラウンド、こちらについて使用終了時間の見直しを行っております。要旨15ページに戻りまして、3つ目は、別表における施設個々の休場日、休場期間、使用時間、使用料の表記を行うもので、今後の施設個々の改正に対応するため個別に表記を行うものです。2ページ、条例本文の別表と新旧対照表をご覧くださいとおわかりになるかと思いますが、別表の名称の部、施設1つ1つについて、休場日、休場期間、使用時間、使用料の表記を行っております。15ページ要旨最後の4つ目は、飛騨市営水泳プールの休場日、使用時間を使用実態に合わせ改正をするものです。現在市内3つの市営プールは特別な事情がない限り夏休み期間中の平日運営を行っており、使用時間も午後1時から4時までとしていることから今回改正を行うものです。資料の13ページ新旧対照表下段から14ページにかけて表記されている、河合プール、宮川プール、旭ヶ丘プールの休場日、休場期間、使用時間をすべて使用実態に合わせて改正をしております。

以上により2ページからの条例本文、別表を全部改正し改めております。いずれの改正も利用

者がいないことや、利用実態に合わせての改正であるため、市民への影響はございません。施行日は令和7年4月1日、来年度当初より施行するものです。以上で説明を終わります。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので質疑を終結します。お諮りいたします。

議案第5号 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例は原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました。

◆第11 議案第6号 飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第11 議案第6号「飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎スポーツ振興課長（西田 博和）

それでは、議案第6号、飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、飛騨市長から意見聴取があったので教育委員会の意見を求めるものでございます。こちらも議案要旨に従い説明させていただきますので資料4ページをご覧ください。提案理由は飛騨市学校運動場夜間照明施設における県立学校体育施設の開放及び管理に係る手続きが、岐阜県教育委員会へ集約されたこと等に伴う改正となります。条例の概要、改正の趣旨でございますが、1つ目が、県立高等学校運動場夜間照明施設を条例から削除するものでございます。岐阜県立吉城高等学校運動場夜間照明施設及び、岐阜県立飛騨神岡高等学校運動場夜間照明施設は、令和6年度より県立学校体育施設の開放及び管理に係る手続きが岐阜県教育委員会へ集約されたことに伴い、条例から削除するものでございます。

資料の3ページ、新旧対照表をご覧ください。同施設を第2条表から削除することとなります。岐阜県教育委員会管理のもと、引き続き市民利用も可能ですが、県への利用団体登録などの手続きが必要となります。なお本件に関しましては、岐阜県公式ホームページ及び、広報ひだ1月号においても周知をさせていただいております。資料4ページの要旨に戻りますが、2つ目は、夜間利用照明設備のない夜間照明施設の廃止です。飛騨市立河合小学校運動場夜間照明施設及び飛

驒市立宮川小学校運動場夜間照明施設は夜間利用がなく、照明設備も機能していないことから廃止し、第二条表から削除するものでございます。

以上の改正によりまして、2 ページ条例本文第 2 条の表を全部改正し改めております。飛驒市学校運動場夜間照明施設条例に規定する施設は、古川中学校、神岡中学校、神岡小学校 3 校の運動場夜間照明施設のみとなります。いずれの改正も利用者がほとんどないことや、県立学校体育施設については引き続き市民利用も可能であるため市民への影響はなしとしております。施行日は令和 7 年 4 月 1 日、来年度当初より施行するものです。以上で説明を終わります。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので質疑を終結します。お諮りいたします。

議案第 6 号 飛驒市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例は原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号飛驒市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました。

◆第 1 2 議案第 7 号 飛驒市立学校施設開放規則の一部を改正する規則について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第 12 議案第 7 号「飛驒市立学校施設開放規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎スポーツ振興課長（西田 博和）

それでは議案第 7 号飛驒市立学校施設開放規則の一部を改正する規則について説明をさせていただきます。飛驒市立学校施設開放規則の一部を改正する規則、飛驒市立学校施設開放規則の一部を改正する規則を別紙の通り制定する。見え消しの資料 5 ページをご覧ください。先ほど議案第 6 号にて説明させていただきました飛驒市学校運動場夜間照明施設条例の一部改正に伴い、夜間利用のない河合小学校、宮川小学校屋内運動場の開放時間を、午後 10 時までから日没までに改正するため別表から削除し、この別表の施設の部における上記以外の屋外運動場に位置づけるという改正でございます。施行日は令和 7 年 4 月 1 日来年度当初より施行するものでございます。以上で説明を終わります

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育委員（向川原 眞郷）

5 ページのところの表には、古川小学校のグラウンドは県立の飛騨特別支援学校の扱いということでここに入ってこないのですか。

◎スポーツ振興課長（西田 博和）

特別支援学校ということではございません。古川小学校グラウンドは照明があるにはあるのですが、本来の夜間照明ではなくスポーツ少年団の練習の後片付けが暗いというようなこともあって整備したという経緯がございまして、この夜間照明施設条例には入っていない位置付けのものとなっております。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑を終結します。お諮りいたします。

議案第 7 号 飛騨市立学校施設開放規則の一部を改正する規則は原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号飛騨市立学校施設開放規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決いたしました。

◆第 13 議案第 8 号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第 13 議案第 8 号「飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

◎スポーツ振興課長（西田 博和）

それでは、議案第 8、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、飛騨市長から意見聴取があったので教育委員会の意見を求めるものでございます。改正の内容が教育委員会事務局内の 3 つの課にわたっておりますので、まずスポーツ振興課所管部分について説明をさせていただきます。こちらも議案要旨に従い説明させていただきますので、資料の 45 ページをご覧ください。提案理由は、スポーツ施設、夜間照明施

設の廃止等に伴う市独自の改正となります。条例の概要改正の趣旨でございますが、1つ目から3つ目は、先ほど議案第5号、6号、7号でご説明をしました条例、規則の一部改正に伴い使用料徴収条例の改正を行うものでございます。資料新旧対照表の21ページから22ページが学校開放施設の使用料別表となりますが、河合小学校、宮川小学校は、夜間利用のない施設として別表を改正し、県立高校については別表から削除をしております。同じく資料の新旧対照表25ページからがスポーツ施設の使用料別表となりますが、27ページと28ページに廃止を行いました飛騨市角川ゲートボール場及び飛騨市宮川山村広場施設を別表から削除し、同じく27ページから30ページにかけて記載があります、羽根運動広場、角川グラウンド、大無雁広場、種蔵広場、山田グラウンドは、夜間利用のない広場、グラウンドとして別表の夜間使用料に関する事項を改正しております。いずれも市民への影響はございません。

45ページの要旨に戻りまして4つ目は、飛騨河合スキー場リフト料金の見直しでございます。全国的にも毎年リフト料金が値上げされているところですが、人件費、物価高騰に対応した今年度の飛騨流葉スキー場のリフト料金改正に伴い、飛騨河合スキー場のリフト料金の見直しを行うとともに、購入者本人に限り有効とされるリフト券の種類を、飛騨流葉スキー場と同様のリフト券に見直しをするものでございます。今年度河合スキー場以外のスポーツ施設の使用料を物価高騰に対応するものとして、一律13%の値上げを行っておりますが、料金の改定にあたりましては、この値上げ率や、近隣市における同規模程度のスキー場リフト料金と著しい乖離がないよう配慮し改定を行いました。リフト券の種類により値上げ率は異なりますが、11%から15%の値上げ率となります。なお実際の料金設定につきましては、指定管理者が条例に規定する料金を上限として設定をすることとなります。

新旧対照表31ページをご覧ください。大人休日料金等を基本としておりますが、1回券260円から300円。12回券、午前券、午後券を2,610円から3,000円。1日券を3,660円から4,100円。シーズン券を31,420円から35,000円に料金改正をしております。また購入者本人に限り有効なリフト券として午前券、午後券、1日券、シーズン券を流葉スキー場と同様に明記をしております。

46ページの要旨に戻りまして市民への影響としましてはリフト料金を値上げすることにより負担は増えることとなります。影響の規模としまして令和5年度の河合スキー場利用者実績と、令和5年度使用料収入に、今回の1日券の値上げ率を乗じた場合の使用料歳入の増額金額1,524千円を上げております。以上により条例本文2ページからの条例本文別表第1-1、そして別表第2-1、(3)スポーツ施設の表を全部改正し改めております。スポーツに関する条例施行日は、令和7年4月1日、来年度当初より施行するものでございます。

以上でスポーツ振興課所管分の説明を終わります。

◎文化振興課長（尾賀 寿治）

それでは続きまして文化振興課の所管につきまして説明をさせていただきます。45ページの議案要旨をお願いいたします。(5)でございますが文化施設における入館料の障がい者割引の引き上げとなります。こちらにつきましては高原郷土館、史跡江馬氏館跡公園会所・庭園及び飛騨市美術館における入館料の障がい者割引につきまして飛騨古川まつり会館及び飛騨の匠文化館の割引状況を踏まえまして、割引率を20%から50%に引き上げるものでございます。46ページをお

願いいたします。市民への影響でございますが、同じく(5)ですが入館する障がい者の方に有利となる改正となっております。入館者の実績でございますが下の表の(5)の表でございます令和5年度実績では36人でございます。施行日でございますが令和7年4月1日施行となっております。条例の内容でございますが新旧対照表のページ32ページをお願いいたします。そちらの表でございます2番公の施設の入館料に高原郷土館、江馬館、飛騨市美術館が載っておりますがそちらの備考欄の2「障がい者の場合には」というところでございますが、そちらの表の20%を50%に引き上げるという記載の通りとなっております。文化振興課の所管についての説明は以上でございます。

◎生涯学習課長（古田 善尚）

それでは生涯学習課分をご説明申し上げます。要旨の45ページをご覧ください。(6)でございますが、コミュニティ施設の廃止。坂下生活改善センターの廃止に伴い、本条例から削るものがございます。それから、(7)公民館施設及び保健センター分館のコミュニティ施設化ということで、市有全公民館6施設及び古川町保健センター分館のコミュニティ施設化に伴い、本条例を見直すものがございます。

新旧対照表の23ページをご覧ください。坂下生活改善センターを削除するものがございます。同じく新旧対照表の33ページをご覧ください。古川町公民館以下公民館施設を削除するものがございます。続きまして39ページをご覧ください。同じく、今度は古川町コミュニティセンター以下河合、神岡等のコミュニティセンターを追加するものがございます。40ページをご覧ください。古川町コミュニティセンター部分に、保健センターの分館であった部屋を名称変更した上で追加するもので、集団指導室を小会議室、保健相談室を2階和室、栄養指導室を調理室に名称を変更して追加したものがございます。以降、42ページまでにつきましては名称変更に伴う改正でございます。

43ページをご覧ください。古川町保健センター分館を削除するものがございます。料金につきましては一緒ですので影響はございません。以上で説明を終わります。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育委員（向川原 眞郷）

スポーツ振興課の関係になると思いますが、先ほどの部活動の地域移行に伴って子供たちの活動する時間が、必ずしも今までの学校教育を行っている時間というところにとどまらない形で、夜間の活動となってきます。そういう場面が出てくる。それによって非常に夜間の使用頻度が逼迫してくるということが、もう既に起きていていると思いますけれども、今後やはり時間を何時から何時までというような、おおよそ体育館を利用してトレーニングする時間というのはほぼほぼ2時間を見ればいいのかというところがありますので、そういった形で2時間の区切りを持ってもらって、高山でやっているような方式で6時から8時と8時から10時と、それで閉館というような流れでやっていただく必要が出てくるのではないかと思います。そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

◎スポーツ振興課長（西田 博和）

委員おっしゃる通りでございます。やはり特に冬場などですとアリーナ、体育館というそちらの方の施設というのは、なかなか予約が取りにくいというような状況は把握しておるようなところでございます。今の予約管理システムの導入をして運営をしておりますけれども、こちらの方が令和8年度までしか使えないということが既に決まっております。令和9年度からは新システムを導入しての運営になっていく予定となっております。そういった中で今言われたような課題が解決できるようなシステムの導入開発、そういったところに取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑を終結します。お諮りいたします。

議案第8号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました。

◆第14 議案第9号 飛騨市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

◎教育長（下出 尚弘）

日程第14 議案第9号「飛騨市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

◎教育総務課長（堀之上 亮一）

それでは議案第9号、飛騨市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則。飛騨市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則を別紙の通り制定する。ということでございます。次のページをご覧ください。飛騨市学校給食費徴収規則の一部を次のように改正する。第2条第1項の表を次のように改めるとということでございます。表がございまして、先ほどもご説明させていただきましたが表を全部改正するものでございます。次のページの新旧対照表をご覧ください。改正いたしますのは、表の3段目と4段目の備考の部分になります。3段目、河合小宮川小神岡小のその他。その他は児童生徒以外ということで教員や事務員、給食センターの職員を指します。1食当たり304円が348円に改正されます。44円の増額です。4段目は神岡中学校、山之村小学校山之村中学校のその他で、同様に教員や事務員、山之村小中学校の調理員も含まれます。1食当たり360

円が 412 円に改正されます。こちらは 52 円の増額となっております。児童生徒の分は国からの物価高騰対策交付金を充当して給食費を改定しないで対応していきますので、変更はございません。説明は以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので質疑を終結します。お諮りいたします。

議案第 9 号 飛騨市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則は原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号飛騨市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決いたしました。

◆第 15 議案第 10 号 財産の取得について（小中学校児童生徒用タブレット端末）

◎教育長（下出 尚弘）

日程第 15、議案第 10 号「財産の取得について（小中学校児童生徒用タブレット端末）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

◎学校教育課長（平澤 啓介）

議案第 10 号、財産の取得について、小中学校児童生徒用タブレット端末でございます。財産「小中学校児童生徒用タブレット端末」の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、飛騨市長から意見聴取があったので教育委員会の意見を求めるものでございます。次のページに、議案要旨がございますのでそちらをご覧ください。今回の財産取得につきましては、財産の種類は物品です。財産の名称及び数量としましてタブレット端末 1,194 台となっております。これは令和 2 年に導入しました G I G A スクール構想の端末が 5 年を経過し、耐用年数を過ぎましたので更新するための取得でございます。下の (9) をご覧ください。予定価格としましては、86,421,500 円ということで、落札価格は 76,000,980 円。落札率は 87.94% となっております。財源は国庫補助学校施設整備基金でございます。裏面をご覧ください。主な仕様等についてはタブレット端末本体、並びにそれをカバーするケース、キーボードがついております。それとタッチペン。あと画面を保護しますタブレット用ガラスフィルム、それを一式としまして 1,194 台整備をしますし、一番下のフラップカバーにつきましては、特に低学年においてキーボードを使わないことが多いので、キーボードのついていない画面を保護するようなカバーを低学年用として 350

台、別に購入するものです。
以上です。

◎教育長（下出 尚弘）

説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑、ご意見等はございませんか。

◎教育長（下出 尚弘）

質疑がないようですので質疑を終結します。お諮りいたします。

議案第10号 財産の取得について（小中学校児童生徒用タブレット端末）は原案のとおり、
決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長（下出 尚弘）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号財産の取得について（小中学校児童生徒用タブレット端末）は、原案の
とおり可決いたしました。

◆閉会

◎教育長（下出 尚弘）

本日の議事日程は、これで全て終了いたしました。

委員の皆さま、事務局、議案のほかに何かございませんか。

無いようですので、これをもちまして令和7年第2回飛騨市教育委員会定例会を閉会といた
します。皆様ありがとうございました。

閉 会 午後2時25分

議事録署名者

飛騨市教育委員会委員.....

飛騨市教育委員会教育長.....